

室内空气中化学物質の指針値案に対する御意見の募集について

平成 29 年 6 月 5 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

今般、別紙のとおり、室内空气中化学物質の指針値案を検討しております。

つきましては、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 募集期間

平成 29 年 6 月 5 日(月)～平成 29 年 7 月 4 日(火) 必着
(郵送の場合は、同日必着。)

2. 御意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室宛て

※ 封筒に「室内空气中化学物質の指針値案に対する意見」と朱書きしてください。

(3) ファクシミリの場合

FAX 番号： 03-3593-8913

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室宛て

※ 表題に「室内空气中化学物質の指針値案に対する意見」と明記してください。

3. 御意見の提出上の注意

(1) 御意見は日本語に限らせていただきます。

(2) 個人の場合は、氏名、住所、職業及び連絡先を、法人の場合は、法人名及び所在地並びに担当者の氏名、所属及び連絡先を、それぞれ記載してください。提出いただきました御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、原則として公表させて

いただきますので、あらかじめ御了承願います。

(3) 提出いただきました御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

【提出様式】

○件名：室内空气中化学物質の指針値案に対する意見

○氏名（法人の場合は法人名）：

○住所（法人の場合は所在地）：

○電話番号：

○意見：

＜該当箇所＞

＜意見内容＞

＜理由＞

※ 該当箇所が複数ある場合には、上記3項目を繰り返し記載してください。

(別紙)

室内空气中化学物質の指針値案についての概要

1. これまでの経緯

- 平成 25 年 8 月に開催されたシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（以下「検討会」という。）で了承された室内空气中化学物質の指針値の見直しの仕方に基づき、新規の 11 物質及び既に指針値のある化学物質のうち新たな知見が得られた 4 物質（以下「改定 4 物質」という。）について、今後、詳細曝露評価・詳細リスク評価を行うこととなった。
- 平成 29 年 4 月に開催された第 21 回検討会において、上記 11 物質のうち詳細リスク評価等が終了した 3 物質（以下「新規 3 物質」という。）及び改定 4 物質について、その評価結果を踏まえた指針値案がとりまとめられた。

2. 指針値案

【新規 3 物質】

2-エチル-1-ヘキサノール	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)
テキサノール	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03 ppm)
2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタジオールジイソブチレート (TXIB)	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (8.5 ppb)

※ 指針値案、測定方法等の詳細はこちら

- 室内空気汚染に係るガイドライン案について—室内濃度に関する指針値案—
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000166137.pdf>
- 採取方法と測定方法について
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000166140.pdf>

（第 21 回シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会 配付資料）

【改定 4 物質】

	(現行)	(改訂後)
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)	58 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.01 ppm)
フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5 ppb)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6 ppb)	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3 ppb)

※ 指針値の改定案の詳細はこちら

- 室内空気汚染に係るガイドライン案について—室内濃度に関する指針値の改定案—
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000166141.pdf>

(第 21 回シックハウス (室内空気汚染) 問題に関する検討会 配付資料)